

霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月17日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の育児休業等に関する条例(平成17年霧島市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)の一部改正により、非常勤職員に対する部分休業について、引用条項が見直されたことから、本条例の所要の改正をしようとするものである。